【川東さくらんぼこども園 BCP】

（事業継続計画）

1. 基本方針

- **目的：** 大規模災害（特に大淀川・沖水川の氾濫、地震）の発生時において、園児、保護者、職員の命を守ることを最優先（人命第一）とする。

- **初期対応：** 保護者が迎えに来るまで園児の安全を完全に確保する。施設被災時は１ヶ月以内の復旧・保育再開を目指す。

---

2. 災害時役割分担（川東地区特化）

役割番号	主な役割	担当職員
①	災害・河川水位情報の確認（防災みやざき、コドモン連絡等）	園長・副園長
②	園舎および周辺道路の冠水状況・被害確認	主幹教諭
③	避難（広域避難・垂直避難）および休園・降園の判断	園長
④	都城市保育課（0986-23-4894）への被災状況報告	副園長
⑤	園内放送（避難指示）、引き渡しカードの準備	主幹・副主幹
⑥	園児の安全確保・クラス担任のサポート	各クラス担任・副主幹

川東地区は河川に挟まれた地形であるため、情報収集と早期判断が命を分けます。

3. 災害発生時の行動基準

(1) 地震が発生した場合（震度５弱以上）

- **初期行動（揺れの間）：** 即座に園児を机の下等に誘導。頭部を防災頭巾や両手で守らせ、窓ガラスや大型家具から離す。避難経路確保のため扉を開放する。
- **揺れ収束後（一次避難）：** 指定の一次避難場所（ 園庭 ）へ避難し、人員点呼。各担任は速やかに（ 園長 ）へ報告する。
- **引き渡し・復旧判断：** 保護者が迎えに来るまで園児の安全を確保する。翌日以降の開園は以下の基準で判断し、コドモン等で連絡する。
    1. **通常保育：** 施設被害なし、ライフライン（電気・水道・ガス）正常。
    2. **短縮保育：** 施設被害小、停電（エアコン不可等）。季節に応じて判断。
    3. **休園：** 断水によりトイレ使用不可、または園舎大破、ライフライン全滅の場合。

(2) 風水害（大型台風・大雨・河川氾濫）への対応

- **警戒レベル３（高齢者等避難）：** 保護者へコドモンで「自由登園（可能なら家庭保育・早期お迎えの要請）」を配信。
- **警戒レベル４（避難指示）：** **原則「休園」または「ただちにお迎えを依頼」。**
    - *外への避難が可能な場合：* 周辺道路が冠水する前に、指定避難所（ 祝吉地区公民館 ）へ立ち退き避難。
    - *外への避難が危険な場合：* すでに道路が冠水している場合は、園舎の２階（または最も高い安全な場所）へ**垂直避難**し、救助を待つ。
- **孤立時：** 夜間まで水が引かない場合は、園児を午睡用布団で安全に寝かせ、翌朝の安全確認後に引き渡す。必要に応じて自衛隊等へ救助要請を行う。

(3) 暴風・大型台風・大雨（都城市基準）

都城市に発令される「警戒レベル」および気象情報に基づき、園児の安全確保と登降園の判断を機械的・段階的に行います。「空振りをおそれない早期判断」を徹底します。

【都城市の基本連絡先】
都城市保育課：0986-23-4894

① 【事前準備】台風接近の前日など

- **情報収集：** 気象庁の台風進路予報、都城市からの事前注意喚起等を確認。

- **園舎の安全対策：** 園庭の遊具や植木鉢など、風で飛びやすいものはすべて園舎内または倉庫へ格納。窓のロック、必要に応じてロールカーテンの固定を確認。
- **保護者への予告：** 翌日の登園時間帯に暴風域に入る可能性がある場合、前日夕方までに「明日の保育体制（休園や登園自粛要請の可能性）」についてコドモンで第一報を配信する。

② 【警戒レベル３：高齢者等避難】が発令された場合

- **行動基準：原則「自由登園（家庭保育の協力要請）」**
- **対応：**
  - 保護者へコドモン等で「可能な限りの家庭保育」および「早期のお迎え（家庭にいる方は登園自粛）」を要請。
  - すでに登園している園児がいる場合、外の様子（風雨の強さ）を見ながら、安全に移動できるうちの早期降園を促す。

③ 【警戒レベル４：避難指示】が発令された場合 【重要】

- **行動基準：原則「臨時休園」または「ただちにお迎えを依頼」**
- **登園前に発令されている場合：**
  - 「臨時休園」とする。朝６時（または前日夜）までにコドモンにて保護者へ通知。職員も原則自宅待機（安全確保）とする。
- **開園中に発令された場合（ただちにお迎えを依頼）：**
  - ただちにコドモン・緊急電話等で保護者へ「緊急お迎え（降園依頼）」を一斉配信。
  - 未読の保護者には個別に電話連絡を行う。
  - お迎えを待つ間、園児を窓ガラスから完全に離れた「園舎の奥の安全な部屋」へ移動させ、ロールカーテンを閉めて防御姿勢をとらせる。

④ 【警戒レベル５：緊急安全確保】または周辺道路の冠水時

- **行動基準：園内での「命を守る最優先行動」**
- **対応：**
  - すでに外へ出るのが危険な暴風雨、または周辺道路が冠水・地滑り等で移動不能な場合、**無理にお迎えに来させず、園内待機**とする。
  - 風による窓ガラスの破損、または飛散物に備え、頑丈な壁に囲まれた部屋（らいおん組の部屋）で園児を布団などで保護しながらお迎え（または救助）を待つ。

(4) 火災が発生した場合

- **初期対応：** 火元を特定し、初期消火班が消火器で対応。火の勢いが強い場合は無理せずドアを閉めて即座に避難。同時に 119 番通報。
- **避難：** 火元と逆方向の安全な経路から、第一避難場所へ避難。消防隊が到着するまで絶対に園内へ戻らない。
- **保護者連絡：** コドモンで避難状況・場所を説明し、緊急お迎えを依頼。

(5) Jアラート（ミサイル等）が発生した場合

- **園内：** 窓から離れた部屋に移動。ロールカーテンを閉め、低い姿勢で頭部を抱えて防御姿勢をとる。
- **園外（散歩等）：** 速やかに近くの頑丈な建物（コンクリート造等）に避難。建物がない場合は物陰に隠れるか、地面に伏せて頭部を守る。安全確保後に園へ連絡。

4. インフラ・給食等の個別対応

- **トイレの利用（断水・地震時）：** 地震時は配水管破損による下水漏れを防ぐため、自治体の下水道課に確認が取れるまで原則使用を控える。断水時は使用トイレを限定し、バケツの水で流す（トイレットペーパーは流さずゴミ袋へ）。
- **給食の提供：** 栄養士・調理師と在庫および納品状況を確認。提供不能時は、園に備蓄している非常食（最低３日分）と飲料水を配布する。

5. 事業継続・早期再開に向けたプロセス

1. **代替保育の検討：** 園舎が使用できない場合、都城市保育課と協議の上、地域の公民館や近隣施設を借りて一時的な「代替保育」を実施する。
2. **優先受け入れの実施：** 代替保育等で受け入れ人数に限りがある場合は、医療従事者や警察・消防・福祉など、社会的継続に必要な家庭の園児を優先的に預かる（事前に保護者へ周知）。
3. **職員のバックアップ（72 時間の壁）：** 災害発生から 72 時間以内に、職員が自身の家族の安全確認や片付けを行えるよう、交代で必ず１回は休日を確保し、職員のメンタルケアに努める。

6. 感染症（新型インフルエンザ・新型コロナ等）対応

- **平時の備え：** 手洗い・うがいの徹底、衛生用品（マスク・消毒液）や備蓄食の管理、保護者への体調不良時の登園自粛要請。
- **発生時の対応：** 園内で集団感染が発生、またはその恐れがある場合は、ただちに保健所および都城市保育課へ報告。指示を仰ぎながら、クラス閉鎖や臨時休園の措置を適切に講じる。

7. 研修・訓練および見直し

- **防災訓練：** 毎年、地震・火災だけでなく、豪雨を想定した「垂直避難・タイムライン訓練」および「保護者引き渡し訓練」を定期的に実施する。
- **計画の改定：** 訓練の結果や地域のハザードマップ改定、組織変更に応じて、**毎年４月に必ず本計画の見直し・修正**を行う。

園長より職員へ： 災害は「いつ、どのような形で」起こるか分かりません。このBCPは一読して終わりではなく、有事の際に全員が自律して動くための「命のバイブル」です。日頃の訓練から意識を高く持ち、子供たちの命を預かる責任を果たしていきましょう。

改訂遍歴

2025年８月１日　・・・　初版作成

2026年４月１日　・・・ 改訂なし